

監査報告書

私は監事として、2020年度（2020年4月1日から2021年3月31日）における一般社団法人

日本知的財産協会の業務ならびに会計および財産について監査を行いました。

監査の結果、理事の業務の執行は、一般社団法人日本知的財産協会定款に従い適法に執行され、

また、会計処理は、上記定款ならびに経理規則に従い適正に処理されており、2020年度に係る

貸借対照表、正味財産増減計算書および附属明細書は、収支および財産の状態を正しく示している

ものと認めます。

2021年4月23日

監事 木全 政弘



監事 鈴木 草平



独立監査人の監査報告書

2021年4月23日

一般社団法人 日本知的財産協会
理 事 会 御 中

春日公認会計士事務所
東京都新宿区
公認会計士

春日 浩 紀



監査意見

私は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第124条第2項第1号の規定に基づく監査に準じて、一般社団法人 日本知的財産協会の2020年4月1日から2021年3月31日までの2020年度の貸借対照表、正味財産増減計算書（正味財産増減計算書・内訳表（「科目」及び「合計」の欄に限る。））、及び財務諸表に対する注記並びに附属明細書（以下「財務諸表等」という。）について監査を行った。

私は、上記の財務諸表等が、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して、当該財務諸表等に係る期間の財産及び正味財産増減の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続組織の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる公益法人会計の基準に基づいて継続組織に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。